

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
1	<p>福祉避難所として機能するために最低限必要な物資及び器材であって、次に掲げるものの購入に要する需用費及び備品購入費</p> <p>(1) 福祉避難所運営上必要となる次のもの</p> <p>ア 車いす</p> <p>イ 発電機</p> <p>ウ 洋式ポータブルトイレ</p> <p>エ 情報関連機器</p> <p>オ その他市長が必要と認めるもの</p> <p>(2) 各個室に必要となる次のもの</p> <p>ア 折り畳みベッド</p> <p>イ 毛布</p> <p>ウ パーティション</p> <p>エ 衛生用品</p> <p>オ その他市長が必要と認めるもの</p> <p>(3) 要配慮者の特性に応じて必要となる次のもの</p> <p>ア 粉ミルク</p> <p>イ 液体ミルク</p> <p>ウ 歩行器</p> <p>エ ストーマ用器具</p> <p>オ 筆談用器具</p> <p>カ その他市長が必要と認めるもの</p> <p>※当該経費に対する補助は、1回限りとする。</p>	10 / 10	一施設当たり 120万円
2	<p>物資及び器材を保管する備蓄倉庫の整備に要する工事請負費及び備品購入費</p> <p>※当該経費に対する補助は、1回限りとする。</p>	10 / 10	一施設当たり 60万円
3	<p>(1) 地域住民や社会福祉施設等とで行う次に掲げる訓練に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p> <p>ア 福祉避難所運営訓練</p> <p>イ 福祉避難所運営訓練の前段階として実施する要配慮者又は介助者が参加した福祉避難所見学会又は研修会</p> <p>ウ その他市長が必要と認める訓練</p> <p>(2) 運営訓練後に、必要性が認められた物資及び器材の購入に要する需用費及び備品購入費</p> <p>※見学会又は研修会のみ実施後の物資及び器材の購入経費は、補助対象外とする。</p>	10 / 10	一施設当たり 20万円
		10 / 10	一施設当たり 60万円

## 注意事項

- (1) 区分1の補助対象経費について、過去に市その他の地方公共団体から区分1から区分3までに掲げる補助対象経費に関する補助を受けた施設に係るものは、補助対象外とする。
- (2) 区分3の補助対象経費について、備蓄食料品の購入に要する費用は、補助対象外とする。
- (3) 区分1から区分3までの補助対象経費について、通常要する維持管理費（通信料等）は、補助対象外とする。